ＴＭＢニュース

税理士法人トータルマネジメントブレーン URL ： https://www.tsubota-tmb.co.jp/
有 限 会 社トータルマネジメントブレーン Mail： tmb@tkcnf.or.jp
〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 ｱｸﾃｨ南森町 6F
TEL：06-6361-8301 FAX：06-6361-8302
担当： 渡辺

令和７年１月 17 日発行

令和６年分確定申告時における定額減税の注意点

居住者の令和６年分の所得税については、合計所得金額が 1,805 万円（給与所得のみの場合 2,000 万円）以下である場合に限り、その年分の所得税の額から定額の特別控除額が控除されます。特別控除の額は、居住者本人及び同一生計配偶者又は扶養親族１人につき所得税３万円・住民税１万円です。給与所得者の場合、年末調整において定額減税を踏まえた所得税額が計算されているため、基本的には確定申告は不要ですが、条件によっては確定申告をすることで有利となる場合があります。確定申告で定額減税の適用を受ける場合の注意点と併せてご説明します。

１．確定申告における定額減税

【図１】

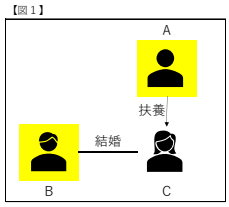

【図２】

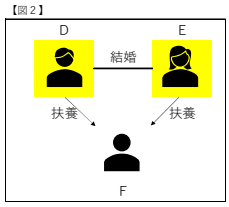

(1) ２以上の居住者の扶養親族等に該当する場合の所属等

源泉徴収に係る定額減税のための申告書、扶養控除等申告書の記載に関わらず、いずれの扶養親族等にするかは確定申告で変更することができます。

①同一生計配偶者等の所属【図１】

居住者（B）の同一生計配偶者（C）が他の居住者（A）の扶養親族にも該当するときは、その配偶者（C）は各居住者（ＡＢ）の提出するその年分の確定申告書、扶養控除申告書等に記載されたところにより、「Ｂの同一生計配偶者」又は「Ａの扶養親族」のいずれか一にのみ該当するものとみなされます。居住者（ＡＢ）が同一人（C）をそれぞれ自己の同一生計配偶者又は扶養親族として申告書等に記載したときや、いずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である居住者（B）の同一生計配偶者とされます。

②扶養親族の所属【図２】

２以上の居住者（ＤＥ）の扶養親族に該当する者（F）があるときは、その者はこれらの居住者（ＤＥ）の提出するその年分の申告書等に記載されたところにより、Ｄ又はＥいずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなされます。居住者（ＤＥ）が同一人（F）をそれぞれ自己の扶養親族として申告書等に記載したときや、いずれの扶養親族に該当するかを定められないときは、次によります。

イ　その年に既に申告書等の記載により扶養親族としている場合は、その者の扶養親族とします。

ロ　どちらに該当するか定められないときは、合計所得金額の見積額が最も大きい居住者の扶養親族とします。

③他の所得控除との関係

①②の場合において、対象居住者（ＡＢＤＥ）がその年分の所得税につき、同一生計配偶者若しくは扶養親族（ＣＦ）に係る障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、配偶者控除、扶養控除の適用を受けるときは、上記(1)①②の規定にかかわらず、その控除の適用を受けた対象居住者（ＡＢＤＥ）の同一生計配偶者又は扶養親族にのみ該当するとみなされます。

(2) 定額減税と扶養控除

【図３】

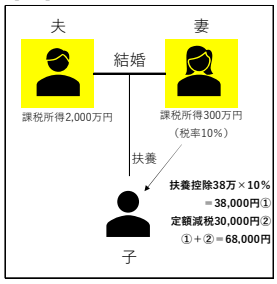

【図４】

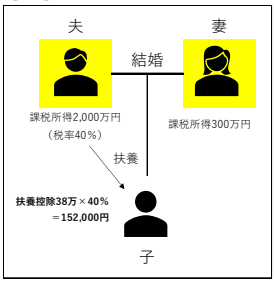

上記(1) の場合２以上の居住者のいずれの扶養親族等とするかは、確定申告で変更することができます。例えば、夫が課税所得 2,000 万円の給与所得者、妻が課税所得 300 万円の給与所得者、子が 17 歳・所得０円の家族の場合、確定申告をすることで世帯全体での所得税負担が少なくなることがあります。夫は合計所得金額が 1,805 万円を超えることから定額減税の適用を受けることができないため、子は妻の扶養親族として年末調整をしていたとします。この場合、所得税は扶養控除 38,000 円＋定額減税 30,000 円＝約 68,000 円減税されます。【図３】一方、夫が子を扶養親族とし、妻が子を扶養親族から外して確定申告をすると、所得税は扶養控除として約 152,000 円減税され【図４】、妻の扶養親族とした場合と比べ約 84,000 円所得税が少なくなります。

２．その他の注意点

(1) 定額減税は、各種税額控除（配当控除、外国税額控除等、試験研究費の特別控除、機械等を取得した場合の特別控除等、住宅ローン控除、寄附金控除等）を全て控除後の税額から控除します。ただし、特別控除額が所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。（右図参照）

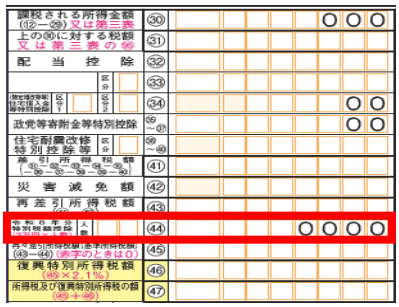

(2) 同一生計配偶者及び扶養親族について、定額減税の適用を受けようとする場合は、確定申告書にその同一生計配偶者及び扶養親族の氏名・生年月日・マイナンバー等を記載しなければなりません。年末調整において、同一生計配偶者及び扶養親族について定額減税の適用を受けている場合であっても、確定申告書に記載する必要があります。